

令和3年第2回定例教育委員会会議録

1 日程 令和3年8月31日(火)

2 場所 藤井寺市柏原市学校給食センター会議室

3 案件

- 会議録署名委員の指定について
- 前回令和3年第1回定例教育委員会会議録の承認について

(1) 議決事項

議案第2号 評価員の選任について

議案第3号 令和2年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について

議案第4号 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について

議案第5号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について

(2) 報告事項

報告第3号 給食会理事会役員および各委員会委員について

(3) その他

- ・教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について
- ・学校給食費の滞納対策について

4 出席者

教育長	濱崎 徹
委員	桑野 聡史
委員	足立 敦子
委員	新子 寿一
委員	山崎 裕行

5 市教育委員会事務局出席者 藤井寺市教育委員会事務局 学校教育課長
柏原市教育委員会事務局 学務課長

6 事務局出席者

理事兼給食課長
給食課長代理
給食課給食係長
給食課庶務係長

午前9時50分 委員会開会を宣して日程に入る。

○理事兼給食課長

皆様、おはようございます。

只今から令和3年第2回定例教育委員会会議を始めさせていただきます。本日は非常にお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

給食センターでは、給食調理業務のない学校の夏休み期間を利用して、第1センターの耐震補強工事を実施しており、調理場の内部工事は、先週ようやく終了し、9月2日からの2学期給食開始にむけて、集中清掃を実施するなど、衛生管理の徹底を図っている最中ですが、安心安全な給食の提供に万全を期し、臨んでまいります。

なお、外部工事は11月下旬まで続く予定となっております。

教育委員会会議の議事に入ります前に少しお時間を頂戴いたしまして、私から教育委員のみなさまにご報告がございます。

私は、本年4月に給食センターに出向し、理事兼給食課長を拝命いたしましたが、現在、まだ給食課の業務を把握できておらず、業務について適切な判断をするまでには至っておりません。従いまして、給食課に関する事案につきまして、課長代理の説明・答弁・判断等が給食課長としての説明・答弁・判断等であるにご理解いただきますようお願いいたします。

なお、今後開催される会議等におきましても、同様の認識を賜りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、教育委員会会議の進行を課長代理と交代させていただきます。

○給食課長代理

それでは、教育委員会会議の進行を続けさせていただきます。

令和3年第2回定例教育委員会会議の開催に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者のご報告をさせていただきます。藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会傍聴人規則に基づき公開しておりますが、本日は傍聴

希望者がおられませんでした。また教育委員の皆様方におかれましては、全員出席されているということで、会議が成立することを併せてご報告させていただきます。

なお、この会議の内容につきましては、会議録にまとめ公表する予定にしており、録音させていただきますので、ご理解、ご了承をお願いいたします。

続きまして、本日の配布資料のご確認をさせていただきます。令和3年第2回定例教育委員会会議次第、前回の令和3年第1回定例教育委員会会議録の写し、資料1、評価員の選任にかかる資料としまして「経歴書」、資料2「会計決算書第50期」、資料3「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル改訂(案)」、資料4「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務処理規程の一部改正(案)」、資料5「令和3年度藤井寺市柏原市学校給食会役員名簿」、資料6「教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)」、資料7-①「給食費滞納・納入年度別一覧表」、資料7-②「令和3年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等(案)」でございます。全て揃っておりますでしょうか。それでは、濱崎教育長よろしくお願いたします。

○教育長

改めまして、おはようございます。新型コロナウイルス感染症第5波について、収束の見通しが全く無期中で、2学期が始まります。緊急事態宣言につきましても、9月12日まで継続されるということで、修学旅行等の行事もやはり延期という決断をしなければならない状況です。また、世間では高校野球が終わり、パラリンピックが開催されておりますが、学校の部活動についても通常どおりにはできない状況です。

大きな変化が起きているのは、直近1週間の統計で、10歳以下の感染者が全国でおよそ3万人ということで、過去最高であるという話もあります。保健所についても、PCR検査等が迅速に行えないという状況になっており、対処能力が限界に達してきている厳しい中で言われているのが、2学期に入って、子どもを介して地域に広がらないようにして欲しいという意見も出てきております。

9月2日から給食が始まりますが、2学期というのは数年前から子どもが痩せて登校するようなことが言われております。栄養の貧困の問題で、コロナ禍であれば、より一層の免疫力や体力が重要になってくることから、学校給食が子どもの命を繋いでいると思っております。先程の話の中で安全安心な給食の提供とあ

りましたが、是非とも万全を期して安全安心な給食を提供していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

会議の前に一点報告がございます。これまで本教育委員会の委員としてご尽力いただいております藤本委員が、令和3年5月31日付で本教育委員会教育委員を辞職されました。その後任として本日、足立敦子氏をご出席くださっております。足立氏は去る5月31日に開催されました令和3年藤井寺市柏原市学校給食組合議会第1回臨時会において、本教育委員会教育委員任命の同意を受け、管理者より任命されました。ここで足立委員に就任のご挨拶を賜りたいと思います。足立委員よろしくお願い致します。

○委員

おはようございます。足立敦子と申します。今回、委員に任命されまして、期待に胸を弾ませております。何故かと言いますと、私もこの関係の仕事をしておりまして、違う面からの給食を見せていただくことができるのではと思っております。毎回楽しく出席させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○教育長

ありがとうございました。足立委員とは初めての会議となりますので、我々も自己紹介をさせていただきますと思います。

《出席者が順番に自己紹介》

○教育長

ありがとうございました。それでは、只今より案件に入らせていただきます。

本日の案件は、お示ししております次第のとおりでございます。よろしくご審議ご決定を賜りますようお願いいたします。それでは次第に従って進めさせていただきます。本日の「会議録の署名委員について」でございますが、「新子委員」よろしくお願いいたします。

○委員

「はい」の発言

○教育長

続きまして、前回「令和3年第1回定例教育委員会会議の会議録の承認について」でございます。すでにお目通しをさせていただいていると思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございます。では承認ということで承ります。

それでは次第に従って進めてまいります。お手元の会議次第（1）議決事項、議案第2号「評価員の選任について」資料1でございます。事務局、説明をお願いします。

○庶務係長

それでは、議案第2号「評価員の選任について」ご説明させていただきます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活かして点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが定められております。

令和2年度の事務事業につきまして、令和3年度の評価員の選任をお願いするものでございます。資料1としまして、経歴書を付けさせていただいております。

眞木優子先生は、藤井寺市にありました大阪女子短期大学で准教授をされたのち、平成29年4月からは園田学園女子大学短期大学部生活文化学科准教授として、また、平成31年4月からは武庫川女子大学短期

大学部食生活学科非常勤講師として勤務されておられます。昨年度も組合教委の点検・評価について、眞木先生に評価員をお願いしております。大変貴重なご意見、ご指摘をいただき、事務事業の見直し、また推進をさせていただいているところであり、継続した取り組みが必要であると考えておりますことから、引き続き眞木先生に評価員をお願いしたいと考えているところでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○教育長

説明がありましたように、教育委員会の事務事業の点検・評価にあたり、学識経験者の評価員を選出する必要がございます。眞木先生は、園田学園女子大学、武庫川女子大学等で実績を積まれておられ、昨年度もご指導をいただいた先生でございます。いかがでしょうか。

令和3年度も評価員としてお願いすることにつきまして、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、承認とさせていただきます。続きまして、議案第3号「令和2年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」資料2でございます。事務局、よろしくお願いたします。

○給食係長

それでは、議案第3号「令和2年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」ご説明させていただきます。お手元にお配りしております資料2「会計決算報告書第50期」の表紙をおめくりください。左側には「藤井寺市柏原市学校給食会事業報告書」を記載しております。右側のページをご覧ください。令和2年度の会計決算につきましては、令和3年6月22日に会計監査を受けまして、全て正確にして相違ないことを認めていただきました。

1ページの「収支計算書」から説明させていただきます。まず、「収入の部」から説明いたします。「給食事業収入」としまして、4億3,626万4,352円でございます。内訳の「給食費収入」は、臨時休校となった4月と5月は給食費を徴収しておりませんので、8月分を含む10カ月分の給食費の合計となっており、4ページに「給食事業収入明細書」を付けておりますので、お開きください。納付額の多い順に記載しておりますが、一番上の柏原市からの納付は、柏原市が実施した10月分から12月分の給食費の無償化に伴う学校給食費の補助分となっており、一番下の藤井寺市からの納付は、藤井寺市が実施した学校の臨時休業に伴う学校給食費の負担分となっております。恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

次に、「給食事業外収入」ですが、2万1,923円でございます。「補償金」788万7,438円ですが、これは新型コロナウイルスの影響により、政府の要請を踏まえた全国一斉の学校臨時休業に伴って生じる課題への対応としまして、「学校臨時休業対策費補助金交付要綱」が策定され、保護者の負担軽減や学校給食事業者等の保護を目的として、国において補助金を交付することとされました。当給食組合におきましても、令和元年度3月から学校臨時休業に伴い給食の提供を停止いたしましたので、国の予算措置を活用して、学校給食事業者等に対し補償金を交付することとしたものでございます。

以上の「給食事業収入」と「給食事業外収入」並びに「補償金」の合計4億4,417万3,713円が、令和2年度の収入でございます。

続きまして、右側の「支出の部」ですが、「給食事業費用」としまして、4億4,391万8,493円でございます。内訳としまして、「給食材料費」が4億3,773万2,333円と学校給食事業者に支払った「違約金」618万6,160円の合計となっており、5ページに「給食材料費明細書」を付けております。

次の「給食事業外費用」ですが、18万3,150円でございます。

6ページに「給食事業外費用明細書」を付けております。

以上、収入の合計から支出の合計を差引しますと、「当期末処理剰余金」は7万2,070円となるものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、なかなか先の見通せない状況下において、およそ4億4千万円の事業費からしますと、何とか誤差の範囲で抑えることができたと考えております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

「貸借対照表」でございます。左側の「資産の部」ですが、「現金預金」としまして、4,243万9,849円でございます。7ページに「現金預金明細書」を付けております。「未収金」ですが、176万1,106円でございます。各学校から給食会への給食費の納入については、ご家庭から学校に入金された金額だけを振り込むこととなっております、まだ入金されていない学校が管理している金額でございます。次の「立替金」ですが、367万1,306円でございます。給食費を4ヶ月以上滞納している保護者については、給食費の回収事務が、学校から給食会に移管され、滞納給食費も給食会で一時立て替えることとなります。以上、「資産の部」合計で4,787万2,261円となっております。

続きまして、右側の「負債の部」ですが、「未払金」として4,283万1,880円でございます。8ページに「未払金明細書」を付けております。この未払金は、3月分の給食物資代金で3月分の支払いにつきましては、翌月払いとなっております関係で未払金が発生しております。この未払金につきましては、支払を完了しておりますことをご報告させていただきます。次の「預り金」1万円につきましては、給食費を滞納されている保護者の方が滞納給食費を振り込む際に誤って、支払額より1万円多く入金されましたので、一時的にお預かりしている金額でございます。保護者の方には、返金のため、何度も電話連絡を入れさせていただき、返金が完了しておりますことをご報告させていただきます。次の「前期繰越剰余金」ですが、495万8,311円となっております。

先程、説明いたしました「当期末処理剰余金」が、7万2,070円となり、これらを合計しまして、「負債の部」の合計が4,787万2,261円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。「剰余金処分計算書」を付けております。「1. 前期繰越剰余金」が、495万8,311円、「2. 当期末処理剰余金」が、7万2,070円、これらを足しました、503万381円を、次期繰越剰余金として処分させていただきたいと考えております。

ただし、この決算書では、令和3年度への繰越剰余金が503万381円となっておりますが、実質のキャッシュベースでは、令和2年度末時点で、学校が管理しておられる給食費の未収金が176万1,106円と給食会へ移管されている給食費の滞納額が367万1,306円となっており、併せて、543万2,412円が未収であることから、給食会残高がマイナス40万円程度となっている状況でございます。このような状況から給食物資の翌月支払いが出来ない状況が年に数回発生しているだけではなく、今後、異常気

象等の影響により野菜や魚介類が高騰した場合に対応できなくなることを危惧しているところでございます。なお、この「給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」は、7月15日に開催されました第2回給食会理事会におきまして報告し、了承をいただきました。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。全般にわたり何かご意見ご質問等よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、承認とさせていただきます。続きまして、議案第4号「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について」資料3でございます。事務局より説明をお願いします。

○給食課長代理

それでは、議案第4号、資料No.3「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について」ご説明させていただきます。

食物アレルギー対応マニュアルにつきましては、両市の25校すべてで、対応の流れや方法について取り組むマニュアルとして、両市代表の方々との検討会において検討を重ね、令和2年10月27日に開催されました令和2年度第2回給食会理事会においての協議決定を経たのち、同年12月4日に開催されました第3回定例教育委員会会議に諮らせていただき、策定の承認をいただきましたので、令和3年度から適用しております。この度、食物アレルギーを有する児童生徒が、他の児童生徒と同じように給食を楽しめるよう、1人でも多くの児童生徒がみんなと同じ給食を1回でも多く食べられるよう、より良いマニュアル改訂を行いたいと考えております。

只今から、改訂の内容を説明させていただきます。4ページをお開きください。

1点目につきましては、2. 学校給食で使用しない食品を明瞭化することとしまして、①特定原材料と特定原材料等に準ずる原材料のうち、下記に記載の「生の鶏卵等」13品目を定めておりましたが、新たに「えび」と「ナッツ類（木の実類）」を追加したいと考えております。なお、「えび」は、しばしば重篤なアナフィラキシーを引き起こし、症例も多いことから、食品表示法において食品表示が義務付けされている7大アレルゲンのうちのひとつであり、「えび・かに」を中心とする甲殻類のアレルギーは、小学生以降に増える傾向があります。当組合教委がアレルギー対応している児童生徒115名のうち、23名が「エビ」にアレルギーを有しております。

続きまして、「ナッツ類（木の実類）」ですが、新規にアレルギー症状を誘発するリスクが高く、誘発症状が重篤になりやすいといわれております。ナッツ類には名前も聞いたことがないような品種をはじめ、数多くの種類がありますが、マカダミアナッツ等は、実態として学校給食には提供しておりません。当組合教委がアレルギー対応している児童生徒のうち、26名が何らかの「ナッツ類（木の実類）」にアレルギーを有しており、小学校入学から中学校卒業まで9年間で延べ1,500回以上の給食を喫食することを鑑みますと、使用しない食品として明瞭化することで、児童生徒がより安心して、みんなと同じ給食を喫食することができ、保護者にとっても、アレルギー対応献立表を毎月確認する必要がなくなりますので、より安心安全な環境を整えることができるものと考えております。

2点目につきましては、②学校給食用のパンには「乳成分」を使用しないとし、1人でも多くの児童生徒がみんなと同じ給食が食べられるよう、「乳成分を含まないパン」を提供したいと考えております。

「乳成分を含まないパン」とは主に原材料に「脱脂粉乳」を使用しないパンのことを指しております。現在、給食で提供しておりますパンには、「脱脂粉乳」を含んでおりますが、生地が発酵を促すことが主な目的となっておりますことから、これを使用しなくても味にほとんど変化はございません。当組合教委がアレルギー対応している児童生徒のうち、30名が「乳・乳製品」にアレルギーを有しており、年間60回程度提供しているパンを「脱脂粉乳抜き」とすることで、より多くの児童生徒にみんなと同じパンを提供できるのではないかと考えております。なお、パンの製造工程には機械の性質上、どうしても水洗いできない機械があり、また、大阪府内の学校給食用パンは、原材料に「脱脂粉乳入り」を採用している市町村が多いこ

とから、「乳」の微量混入は避けることができません。これらのことから、乳アレルギーの方へは主治医に「乳成分を含まないパン」が食べられるかどうか確認していただく必要がありますが、少なくとも現在の人数より多くの児童生徒にみんなと同じパンを食べる機会を提供することが可能となると考えております。

また、「脱脂粉乳抜き」と併せて、練乳を入れた「ミルクパン」やバターを入れた「バターロール」等を献立に採り入れないことで、原材料から「100%乳成分を除いたパン」の提供が実現するものと考えております。続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

アレルギー対応の解除申請書と解除申請受領書ですが、保護者名の前に学校名を記入するための追記を行っております。なお、これらの改訂に伴いまして、12ページの様式5. 食物アレルギーについて（保護者説明用資料）にも給食で使用しない食品として「えび」と「ナッツ類（木の実類）」を追加しております。また、学校給食用パンは「乳成分を含まないパン」を提供するとし、「学校給食用パンについて」を必ずご確認くださいとしております。

13ページの様式6. 学校給食用パンについて（保護者説明用資料）を追加し、当給食センターでは、乳成分を含まないパンを提供すること及び函解を交えながら、乳の微量混入は避けることができない旨を記載しております。なお、本マニュアル改訂（案）につきましては、7月15日に開催されました給食会理事会におきまして、脱脂粉乳抜きのサンプルパンも準備のうえ、報告し、了承をいただいておりますので、本日、皆様のご承認をいただけましたら、このマニュアルを本日付で改訂し、令和4年度4月から適用したいと考えております。また、本マニュアルが改訂されたタイミングで、全校児童生徒の保護者に周知する必要があると考えておりますことから、別紙の保護者宛文書を2通（案）として添付しております。1通は「えび」及び「ナッツ類」を追加することについて、もう1通は「学校給食用のパン」についてとなっております。

今後も児童生徒の食物アレルギーの実態把握やガイドライン等の改訂に留意し、必要があれば、より良いマニュアル改訂を行うことが、アレルギー疾患のある児童生徒の安心安全な学校生活につながるものと考えております。以上でございます。

○教育長

この件につきまして、ご質問等があればよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

○委員

アレルギーの人数について、他市町村と比較して藤井寺市及び柏原市は多い方なのかお伺いします。

○給食課長代理

他市町村と比較いたしますと、多い方だと思われます。この115名というのは、あくまで給食での配慮を必要とし、保護者が面談を希望された児童生徒の人数でございます。なお、過去にアレルギー症状を発症したことがある方につきましては、約10人に1人が何らかのアレルギーを有していると言われております。入学説明会等で、それぞれの市教委において、食物アレルギーに関する調査をされますが、その際には1,000人規模で報告を受けております。そこから学校給食での対応が必要であり、3者面談のうえで、詳細な献立表で対応させていただく児童生徒の人数が115名ということです。

○委員

先程の23名や26名というのは、その115名の中の方ですか。

○給食課長代理

はい。全員で115名であり、その中にえびについては23名、ナッツ類が26名でございます。なお、一番多いのが卵で、60名程度いらっしゃいます。

○委員

この付近にアレルギーの専門病院があるので、こちらに引っ越してこられる保護者の方が多いということを知りました。

○給食課長代理

大阪はびきの医療センターが、大阪府下でも有名なアレルギーの病院ですので、そこに通うことができる

距離で、羽曳野市や藤井寺市、柏原市に引っ越してこられる保護者の方もいらっしゃると思います。他には給食で除去食や代替食を実施している市町村に引っ越しをされる方もいらっしゃいます。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

給食会理事会でもかなり厳しく、除去食や代替食を実施するように要望がここ数年ありますが、残念ながら、施設的に対応ができないという根本的な理由があります。事務局も説明をしていますが、中々聞き入れてもらえない状況の中で、一步でも前に進んで、脱脂粉乳やえび、ナッツを抜くことで、少しでも多くの児童生徒がみんなと一緒に給食を喫食できるようになることは、大変良い事だと思います。今後、えびやナッツを抜くことによって何か問題はありますか。

○給食課長代理

ナッツを抜くことについて、特に問題は感じておりません。えびにつきましては、えびの天ぷら等は子ども達が大好きな献立ですが、教育の一環である学校給食において、全員が同じものを一緒に喫食できることを鑑みますと、えびではなく、鶏の唐揚げ等の代替献立で工夫することで、栄養価についても問題ないと考えております。本来は、えびの除去食や代替食を提供できることが一番望ましいですが、現状できませんので、えびを鶏や豚肉等の別の食材に変えることによって、一人でも多くの児童生徒に給食を喫食できる機会を提供する方が重要であると考えております。

○委員

少しよろしいですか。アレルギーを有しておられる児童生徒の中で、給食を喫食した後に、何か反応や症状が出た等、過去に事例はありますか。

○給食課長代理

過去に報道されているのは、東京都調布市で起こったチーズ入りのチヂミを喫食した後に、アナフィラキシーショックの疑いにより、お亡くなりになられたという事例が、平成24年度にありましたが、そこから文部科学省は、こうした事故を二度と起こさないよう、アレルギー対応指針等を策定しております。

当給食センターの実態といたしましては、そこまで重篤になられた事例はありませんが、昨年度は2名程度、給食を喫食した後にかゆみや腫れの症状が出たので、念のために救急車で病院に搬送しましたという報告を学校から受けております。1名の方は、当給食センターでアレルギー対応をしていない児童生徒でしたが、腫れ等の症状が出たので、病院に連れて行ったとのこと。その方は、その後、検査をしても原因がわからなかったという報告を受けております。もう1名の方については、大事には至りませんでした。学校での誤食で、本来喫食してはいけない乳が含まれているデザートを一口食べてしまったということがございました。

○委員

ありがとうございます。

○教育長

他にはよろしいでしょうか。なければこの件につきまして、承認ということでもよろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、承認とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議案第5号「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について」資料4でございます。事務局より説明をお願いします。

○給食課長代理

それでは、議案第5号、資料No.4「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について」ご説明させていただきます。

この一部改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の会計年度任用職員制度が創設されたこと及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令により、歳出の節体系から「7節賃金」を削り、以降の節番号を繰り上げる必要が生じたためとなっております。

詳細につきましては、事務処理規程の新旧対照表でご説明させていただきます。別表第2（第6条関係）人事に関する事項といたしまして、第6号「臨時的任用職員の任免及び賃金等の決定に関すること。」を「臨時的任用職員の任免及び給与の決定に関すること。」に改め、第7号として「会計年度任用職員の任免及び報酬等の決定に関すること。」を加えるものでございます。

また、別表第4（第6条関係）支出科目別専決事項表といたしまして、「7節賃金」を削り、以降の節番号を繰り上げるものでございます。これは、会計年度任用職員制度により、賃金という科目が不要になることから、以降の節番号も繰り上げるとされたものでございます。なお、附則により、この規程は令達の日から施行するとしております。

以上、議案第5号「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について」の説明を終わらせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。何かご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、承認とさせていただきます。ありがとうございました。これで議案は終わりましたので「(2) 報告事項」にまいります。報告第3号「給食会理事会役員及び各委員会委員について」資料5の説明を事務局よろしくお願いします。

○給食係長

それでは、お手元の資料5「令和3年度藤井寺市柏原市学校給食会役員名簿」をご覧ください。給食会理事会の理事や会計、会計監査、並びに理事会のもとにございます5つの委員会に参加をしていただきます保護者代表の方々や校長先生、給食主任の先生のお名前を記載しております。この名簿の皆様方によりまして、現在、理事会や各委員会を進めております。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

現在は名簿のとおり、既に進めているということですね。新型コロナウイルスの影響を何か受けていますか。

○給食課長代理

9月2日に予定しておりました物資検収委員の説明会につきましては、緊急事態宣言が延長されたということもあり、急遽、書面での開催に変更させていただいております。給食主任会につきましても、例年5～6回開催をしておりますが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が継続されておりますので、4月に書面開催を実施して以降、次回の開催につきまして、開催の目処がたっておりません。献立委員会や物資購入委員会につきましては、給食を停止しておりませんので、会議の機会を削減することは難しく、PTAの方にもご出席いただき、感染防止対策を十分に意識しながら、実施しております。

○教育長

会議が成立しない等、何か困っていることはありませんか。

○給食課長代理

会議が成立しないということはありませんが、やはり書面開催より対面で開催する方が、活発なご意見をいただけることが多いですので、対面である方が望ましいと感じております。

○教育長

わかりました。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

以上で、報告事項は終わりましたので、「(3) その他」に進めさせていただきます。「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について」ご意見を賜りたいと思います。資料6をご覧ください。ご承知のとおり、この報告は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」に基づいて、その規定により学識経験者の意見を付して議会に報告するものでございます。本日、内容をご確認いただいて、次回、11月19日に開催予定の令和3年第3回定例教育委員会会議で学識経験者よりご意見を賜るということでございます。その後2月開催予定の組合議会に報告させていただくという運びとなります。それでは資料6の3ページをご覧ください。(2)「令和2年度施策一覧」として示しております。一覧表の節名称ごとに事務局より説明をし、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思っております。事務局、説明をお願いします。

○庶務係長

それでは、資料6「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書(案)について」

説明をさせていただきます。令和2年度を対象年度とします「教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)」を作成いたしまして、点検・評価の項目の設定としましては、昨年度と同様に学校給食組合の教育大綱に基づく施策の事業内容としております。概略の説明となりますが内容等につきましてご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。なお、当会議でのご意見を報告書(案)に反映させていただき、先程議案第2号にて、ご承認をいただきました眞木評価員にご意見をいただきまして、次回、11月に開催予定の教育委員会会議で点検・評価結果のご報告をさせていただくことを予定しております。それでは説明させていただきます。

1ページに点検評価に関する報告書の法的なことを記載しております。2ページには「教育委員会の活動状況」としまして、「教育長及び教育委員名簿」と「教育委員会会議の開催状況」を記載しております。次の3ページから4ページには、「2. 点検・評価の方法」として、(1)「対象施策の考え方」、(2)「令和2年度施策一覧」、この施策につきましては先程申し上げましたとおり、学校給食組合の教育大綱に基づいた事業内容としております。(3)「実施方法」、この項目の3行目に施策ごとに成果指標を設け、目指すべき成果を明確にしていると記載しており、達成状況を3段階で示しております。(4)には「学識経験者の知見の活用」について記載しております。学識経験者として先程ご承認いただきました眞木優子先生に評価員をお願いするものでございます。(2)「令和2年度施策一覧」に記載しております施策ごとの点検評価シートを5ページ以降につけております。

5ページから説明させていただきます。「3. 令和2年度の施策の点検評価」、節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」、主要施策1)「施設・設備の老朽化の対応」、施策名1「機械機器の整備」ですが、令和2年度実績としまして、施設・設備の老朽化対策や給食施設として望まれる安全・安心な給食づくりのために優先度の高い事業を対象とし、施設・設備の改修や修繕を実施いたしました。点検及び評価としまして、令和2年度をもって、使用冷媒の生産が全廃となります冷蔵庫のユニットを取り替えることで、給食食材料の安全安心な保管を維持することができました。また、経年劣化が著しく進行していた包丁まな板消毒保管庫を買い替えることで、確実な消毒保管を行うことができております。これらの改修等につきましては、学校の長期休業期間に実施したため、給食は支障なく提供できております。しかし、まだ耐用年数を超える厨房機器も存在しますので、状況を的確に把握し、計画的に買い替えをする必要があると考えております。

続きまして6ページ、施策名2「施設設備の整備」でございますが、令和2年度実績としまして、2階男女共同トイレ洋式化改修、漏水箇所改修などを実施しました。点検及び評価としまして、これらのことにより、給食センターの見学時に車椅子を利用している児童等にも安心して使用してもらえるトイレとすることができました。また、不必要な水道費用の削減や安全安心な供給水を確保することができております。しかしながら、令和2年度に予定しておりました施設設備の補修のうち、外壁面塗装補修につきましては、新型コロナウイルスの影響により学校の夏休み期間が短縮され、その期間について給食を提供することとなりましたので、工期を確保することができないことから、令和3年度に持ち越すこととなり、再度予算を計上いたしました。今後におきましても、施設が老朽化しているため将来を展望した施設改修計画が必要であると考えております。

次に、7ページの主要施策2)「学校給食の危機管理」、施策名1「緊急事態発生時の対策」でございますが、令和2年度実績としまして、学校給食の安全管理には万全な体制で臨んでおりますが、万が一の食中毒事故発生時の組合教育委員会の対応等を記載しました「学校給食の危機管理」というマニュアルを定めております。未然防止策としまして、保健所による衛生監視、毎日の健康調査や月2回の検便検査、原則毎月1回の全員研修等を行っております。点検及び評価としまして、令和2年度の保健所の衛生監視では適切な管理ができているという監視結果を得ております。また、年間2回実施したノロウイルスの検便検査におきまして、1名の職員からノロウイルスの陽性反応が検出されましたが、自宅待機を指示し、再検査で陰性になるまで出勤させないという対応をし、食中毒を未然に防ぐことができました。引き続き、ノロウイルス対策としての健康管理等を職員に研修し、意識の向上を図ることが重要であると考えております。その他、衛生管理の向上や献立内容の事前協議を行うことで、令和2年度についても食中毒の発生はございませんでした。

続きまして8ページの施策名2「異物混入時の対応」でございますが、令和2年度実績としまして、「学校給食における異物混入対応マニュアル」に基づき対応するとともに異物混入等事故記録を作成し、該当校と該当市教委に報告をいたしました。なお、喫食中止に至る事案はありませんでした。点検及び評価としまして、給食センターで混入したと考えられるものにつきましては、年々減少している点で着実に成果が現れていると考えておりますが、令和3年度も「異物混入ゼロ」を目標に掲げ、児童生徒の安全安心の確保に、職員が一丸となって取り組んでまいります。また、異物混入は学校での配膳時に発生することもあり、配膳

室の管理や正確に白衣・帽子を着用してもらうことも大切ですので、学校とも連携し、児童生徒の安心安全の確保に取り組んでまいります。

次に、9ページの主要施策3)「学校給食の衛生管理」、施策名1「調理従事者の衛生管理の研修」ですが、令和2年度実績としまして、給食センターからコロナウイルス感染症の罹患者がでることで、子ども達への給食提供に影響をださないよう、可能な限りの感染防止対策を実施しましたので、全員が一同に集まって研修することは困難でありましたが、研修することはとても重要なことですので、紙面開催や分散開催など工夫を凝らし、毎月末に1回、全員研修を絶やすことなく実施し、注意事項等の啓発を行いました。点検及び評価としまして、研修を実施することにより意識の向上を図り、安心安全な給食が実施できました。今後も基本的な研修を繰り返し行い、知識の定着を図っていく必要があると考えております。

節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」については、以上でございます。

○教育長

節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」に関する事業ということで、5ページから9ページまで説明がありました。1ページずつご確認いただいて、お気づきの点やご意見をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

達成状況をAやB等で評価しており、根拠が記載されている部分もあるのですが、確認という意味でも伺いたいと思います。5ページ目の令和2年度評価Aの要因は何ですか。

○給食課長代理

優先度の高い施設設備の整備を計画どおり進めることができたのでAとしています。今回は使用冷媒の生産が全廃となります冷蔵庫ユニットの取り替えと、包丁まな板消毒保管庫の買い替えをしております。今後も耐用年数を超える機器につきましては、優先度を見極めて、計画的に買い替えをしていきたいと考えております。

○教育長

例えばどのような機器になりますか。

○給食課長代理

大きな厨房機器でいいますと、蒸し器や焼物機、洗浄機等が順次、耐用年数を迎えます。

○教育長

予算規模でいうとどれくらいですか。

○給食課長代理

洗浄機は、1台あたり1,500万円程度かかります。買い替えの機器にもよりますが、令和2年度の包丁まな板消毒保管庫ですと、1台あたり70～80万円程度で買い替えをしております。

○教育長

ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。それでは、6ページはいかがでしょうか。

この達成状況Bの根拠は何ですか。

○給食課長代理

不可抗力な面もございますが、令和2年度に予定しておりました外壁面塗装補修につきまして、学校の夏休み期間が短縮され、工期を確保することができないことから、令和3年度に繰り越したことで、1年間延期しましたので、B評価としております。

○教育長

ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。

それでは、7ページに進ませていただきます。こちらにつきまして、いかがでしょうか。

○給食課長代理

令和2年度につきましても食中毒をはじめ、特に大きな問題もなく、給食業務を遂行できたということでA評価とさせていただきます。

○教育長

ノロウイルスに感染した職員がいたのですね。

○給食課長代理

はい。職員からノロウイルスの健康保菌者が1名出ました。健康保菌者は一定数おり、症状が全くないにも関わらず、検査をしてみれば、陽性であったというケースが大体1割程度いると言われております。その職員につきましても、症状は出ておりませんでした。自宅待機を指示し、再検査で陰性になるまで出勤させないという対応をして未然防止を図りました。

○教育長

わかりました。その他よろしいでしょうか。内容がたくさんありますので、進行を続けさせていただきますが、また戻っていただいて、気が付く点等がありましたらお願いいたします。それでは、8ページはいかがですか。

○給食課長代理

異物混入につきましては、年々着実に減少しており、自信を持って発表できる数値にはなっておりますが、あくまで目標を「異物混入ゼロ」と定めておりますので、厳しめにB評価としております。

○教育長

説明でもあったとおり、数値の流れを見ていると、平成28年度の21件から令和2年度4件まで落ち着いてきていることがわかりますが、何か行われたことはありますか。

○給食課長代理

1点目は、職員一同一丸となってゼロを目指そうと「異物混入ゼロ」という目標を掲げ、毎月の研修で繰り返し伝えていることです。2点目は、混入した異物事例の写真を調理場に掲示するようにしました。それを調理員が確認し、視覚に訴えることで、同じような作業をする際により点検するようになっております。

また、第1センターで異物混入が発生した場合、第1センターの事例や再発防止対策を第2センターに対しても周知し、共有するような研修も実施しております。

○教育長

では、この評価がAになる時は異物がゼロになった時ということですか。

○給食課長代理

はい。

○教育長

この点検評価は、単年度評価ですので、ある時点で達成できたということであれば、A評価でも良いとは思いますが、そういったことであればわかりました。その他よろしいでしょうか。それでは、9ページについてはいかがでしょうか。

○給食課長代理

コロナ禍で全員を一同に集めて研修を実施することが難しい中、研修の実施につきましては苦慮いたしました。当給食センターからコロナウイルスの罹患者を発症させてしまうと、1万人の給食に影響が出ることから、大変気を使いましたが、やはり研修というものは大切ですので、色々と工夫をしながら、絶やすことなく実施できたことからA評価とさせていただきます。

○教育長

コロナ禍の中でも予定の研修は全て行うことができたということですか。

○給食課長代理

はい。書面研修や分散での開催等、形態を工夫することで実施できました。

○教育長

そうですね。ありがとうございます。他になければ、次の第2節の説明をよろしくお願いします。

○庶務係長

先程の続きの10ページからご説明させていただきます。

10ページ、節名称(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」、主要施策1)「食育の取組み」、施策名1「食に関する研修の充実」では、令和2年度実績としまして、まず「保護者との連携」ですが、給食センターでのPTAの給食試食会は、感染拡大防止対策のため、受け入れを停止いたしました。「教職員との連携」としましては、給食主任会について、通常形態での定期開催を見送りましたが、課題等を共有することは非常に重要なことですので、参加人数を限定して開催し、各校の給食時のコロナ対応等について、情報交換を図りました。点検及び評価としまして、PTAの試食会は、停止となりましたので、直接保護者に食に関する啓発を行えませんでした。給食だより等を活用して、間接的ではありますが、家庭への啓発を図ることができました。給食主任会では、他校の取り組み等を参考に、自校の取り組みをより充実したものにしていくことができいております。

続きまして11ページ・12ページの施策名2「学校給食の年間指導目標」では、令和2年度実績としまして、食に関する指導計画を作成し、学校からの申し込みを受けました。小学校ではそれをもとに、食に関する指導を実施いたしました。中学校では「レシピにチャレンジ」を実施し、応募された献立から一部を令和3年度第1学期の給食献立として採用する予定となっております。なお、令和2年度の食に関する指導は、学校臨時休業の影響により、授業時数が不足したことから、取り組めない学校が多くありました。

また、中学生のレシピにチャレンジでは5校が参加し、525献立が集まりました。そのうち、61献立が入賞し、その中から栄養のバランス、給食として提供できる内容か、どのような考えで献立を作成したかなどを栄養士が総合的に判断して、5献立を令和3年度第1学期に実際の献立として採り入れる予定です。

点検及び評価としましては、食に関する指導は、児童生徒が健康に生活していくための基礎となるものですので、感染拡大状況を注視し、可能な限り推進してまいります。

続きまして13ページの施策名3「献立の年間計画」では、令和2年度実績としまして、献立のねらい等を記載した「献立の年間計画」を作成し、献立作成委員会で承認を得て実施しております。残菜調査につきましては、感染リスクをできる限り低減することがより重要であることから、実施を見送りました。14ページ、点検及び評価としまして、特集献立として実施した「ブックメニュー」は、本と給食に興味を持ってもらえるいい機会となっており、図書館や学校の協力を得て成果をあげることができました。今後も「献立の年間計画」を作成し、それに基づいた献立を作成してまいります。

また、残菜調査については、子ども達の喫食状況を把握することはとても大切なことですので、今後の感染状況を見極めながら、可能であればいち早く再開し、残菜が減るような取り組みについても検討してまいります。

続きまして15ページの施策名4「地場産物の活用の推進」につきましては、令和2年度予算に地場産物の調達費用として令和元年度よりおよそ30万円増額の約120万円を措置いたしました。また、新型コロナウイルス感染症に伴う国の補助事業を積極的に活用し、子ども達に大阪府産の和牛肉や水産物を提供し、大変好評でありました。点検及び評価としまして、学校給食法の改正により、学校給食において地場産物の活用に努めることが規定されておりますので、より一層の給食の充実を図るため、積極的にアピールを続け、今後も予算の拡充に努めていきます。

次に、16ページの主要施策2)「アレルギーの対応」、施策名1「学校給食における食物アレルギーに関する取組み」でございますが、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを策定し、同マニュアルに則り対応を進めました。点検及び評価としまして、3者面談等の内容が記録できるよう各種様式を整備し、記録に残る書面对応となるよう整理しましたので、今後も対応状況のより正確な把握のため続けてまいります。

続きまして17ページの施策名2「児童・生徒への細やかな指導と情報提供」でございますが、食物アレ

アレルギーを有する児童生徒については、学校からの要請により、保護者、学校の管理職、クラス担任、養護教諭、給食センターの栄養士等による3者面談を実施しております。その面談の結果、学校給食での対応が必要な児童生徒には、詳しい食品成分を記載した食物アレルギー対応献立表を電子媒体で学校に送信し、学校から該当する児童生徒の保護者に配布しております。令和2年度の相談件数と送付人数は下表に記載しております。また、給食用物資の原材料情報を令和3年度から給食組合のホームページで公開することを決定しました。点検及び評価としまして、新型コロナウイルスの影響により、病院の受診が遅れ、面談実施に時間を要しましたが、無事希望者との面談を終えることができました。今後も希望者が多い場合は3月中に面談を行うなど、柔軟な対応を続けていきます。

また、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを策定し、給食で使用しない食品を明瞭化しましたが、今後も児童生徒の対応食品をよく分析し、少しでも多くの児童生徒が安心して給食を喫食できるよう献立を工夫していきます。

節名称(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」については、以上でございます。

○教育長

節名称(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」に関する事業ということで、10ページから17ページまで説明がありました。給食センターが実施している食育、アレルギーの取り組みの説明でしたが、何か実績や点検評価等でご不明な点やご質問等があればよろしくお願ひします。10ページはいかがでしょうか。

○給食課長代理

10ページの評価につきましては、PTAの試食会の受け入れを停止いたしましたので、直接的な食育の啓発は行えませんでした。可能な限り、間接的ではありますが、食育を推進することができたと思っておりますのでA評価としております。

○教育長

給食だより等を活用してPTA試食会で出来なかったことを補うことができたということですが、給食だよりの内容を変更したということですか。

○給食課長代理

特別に変更したということではありませんが、給食だより等を活用して、朝食の重要性や残さず食べることの大切さ等、子ども達にも伝えたいことを掲載しました。

○教育長

わかりました。その他、よろしいでしょうか。それでは次の施策、学校給食の年間指導目標ということで11ページと12ページはいかがでしょうか。

○給食課長代理

こちらにつきましては、学校の授業時数確保の観点から食育に取り組む時間がないという学校が多数ございました。令和元年度と比べて、藤井寺市、柏原市ともに食育授業に取り組むことができた学校が大幅に減っております。その関係でB評価とさせていただきます。

○委員

レシピにチャレンジで、中学校の生徒が考えた献立が給食に採用されていることにつきまして、何か反響はありましたか。

○給食課長代理

はい。例えばA中学校の生徒が考えたレシピが献立表に掲載されて、校内放送で今日の献立は〇年〇組の〇〇さんが作った献立であるという放送を流すと、その学校は完食するといった事や、別の中学校では、今日は自分の通っている中学校の生徒が考えた献立を食べることができるということで、学校全体で楽しみにしているというようなことも聞いております。

○委員

学校にとって、年間の行事のようにになっているイメージですね。

○給食課長代理

中学生が自分で食を選択する力を身に付けるという意味で献立を作成し、それを当給食センターの栄養士が確認して、給食で採用できる献立であるかどうかをチェックしております。コロナ禍でなければ通年でレシピを採用するのですが、令和2年度分につきましては、令和3年度4月からの採用となりました。令和2年度は参加校が減少しましたが、令和元年度はすべての中学校がこのレシピにチャレンジに参加していただきました。例年は夏休みの課題として、取り組む学校が多かったのですが、令和2年度は夏休みが短縮された関係で参加校が減ってしまったのではないかと推測しております。

○委員

大阪市内の学校でも献立作成を夏休みの宿題にしていると聞きました。ありがとうございます。

○教育長

その他、よろしいでしょうか。それでは13ページと14ページについてはいかがでしょうか。

○給食課長代理

こちらにつきましては、残菜調査を新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、令和2年度及び令和3年度と実施できておりません。喫食状況や献立のねらい等の達成度合いを把握するためにも、残菜状況を分析することは非常に重要ではありますが、今は残菜調査の重要性よりも新型コロナ感染対策の方が勝っておりますので、そちらを最優先しており、B評価とさせていただきます。

学校では黙って前を向いて食べる、いわゆる「黙食」を1年半ほど続けていらっしゃいます。黙食につきましては、専門家の方からは相反する意見が出ておりまして、黙食をすることで、もぐもぐタイムも含め、

黙って味わって、集中して食べることから、残菜が減るという意見があります。その一方、黙食をする環境に慣れていないため、黙って食べるのがプレッシャーになり、食欲が減退することで残菜が増えるという意見もあります。当給食センターでは、どちらの傾向であるか残菜調査を実施して把握することができればいいのですが、今はそういった状況ではないため、正確に数値を把握しているわけではありませんが、時々残菜状況を現場に見に行っており、個人的な意見としては、残菜は令和元年度と比較して増加傾向であると感じております。

○教育長

わかりました。他にはよろしいでしょうか。

○委員

黙食にあたりまして、初歩的なことになるかもしれませんが、校内ではシーンとした状態で給食を喫食しているのか、それとも音楽等を流して喫食しているのかそのあたりはどうでしょうか。

○給食課長代理

すべての学校を把握しているわけではございませんが、学校によっては、音楽を流して喫食しているところや放送委員が校内ラジオや本の朗読等を流したりしていると聞いております。もしかしたら、本当に黙って喫食している学校もあるかもしれません。その点につきましては、学校ごとに考えられ、工夫されて取り組まれていると思います。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

他にはよろしいでしょうか。それでは15ページについて何かございますか。

地場産物のことですが、いかがでしょうか。

○給食課長代理

地場産物につきましては、年々拡充できておりますのでA評価とさせていただいております。昨年度も予算の拡充を要望し、要望どおりの額を認めていただくことはできませんでしたが、年々少しずつ増やしていただいております。また、点検評価員の先生や給食会理事会等の場でも、地場産物の活用は食育の一環で、学校給食法に定められておりますので、積極的に進めていくようにご意見をいただいております。今後も予算の拡充に取り組んでいきたいと考えております。

○教育長

よろしいでしょうか。それでは、16ページをお願いします。

○給食課長代理

アレルギーに関することで、現状できる最大限の対策は既の実施しておりますが、最終的には除去食や代替食ができていないということからB評価とさせていただいております。

○教育長

中々難しいところですね。よろしいでしょうか。それでは、17ページいかがでしょうか。

○給食課長代理

保護者の方と面談をさせていただき、給食で配慮が必要な方にアレルギーの詳細献立表をお配りしております。この詳細献立表があることで、子どもが安心して給食を喫食することができるというお声をいただいておりますので、A評価とさせていただいております。

○教育長

3者面談を実施していく中で、何か困ったこと等ありましたか。

○給食課長代理

はい。当給食センターが描いている対応といたしましては、ご家庭でもその食材を除去する、もしくは少しずつ食べることができるように練習し、完全に食べられるようになれば、給食でも喫食しますというような流れですが、保護者によっては、家ではできるだけ食べさせず、学校で食べるものは食べさせたいとおっしゃる方もおられます。そういった方には、給食では安全安心が最優先ですので、まず家で食べられるように努めていただき、完全に食べることができるようになれば、給食でも食べてくださいというお話をさせていただきます。

○教育長

一般的に子どもがアレルギーを有している保護者の方は、この問題について、かなり進んだ知識を持たれているという印象ですが、いかがですか。

○給食課長代理

はい。とても知識を持たれている方、自分で調べる等、涙ぐましい努力をされている方も多くいらっしゃいます。牛乳や卵を少量から挑戦し、徐々に量を増やして、改善できている途中経過を報告してくださる方もいらっしゃいます。その一方で、給食だから対応してくださいといった保護者の方がおられることも事実です。

○教育長

わかりました。その他、よろしいでしょうか。それでは、次の節名称の説明をお願いします。

○庶務係長

それでは先ほどの続きで、18ページの節名称(3)「学校給食費の滞納問題」、主要施策1)「滞納給食

費の対応と対策」、施策名1「滞納保護者との対応」でございますが、令和2年度実績といたしまして、学校で徴収できなかった給食費は「学校給食費滞納対策事務実施要項」に基づき学校給食会に移管され、滞納繰越金は下表のとおりとなっております。また、令和3年度新入生の保護者への入学説明会では学校給食の概要及び給食費についてのリーフレットを配布し、給食費を滞納しないよう理解と協力を求めました。点検及び評価としまして、令和2年度末の滞納繰越額は、令和元年度末の滞納繰越額と比較して、65,082円減少しております。これまでは年々増加する傾向にありましたが、初めて前年度より減少する結果となりました。主な要因としましては、令和2年度においては、学校臨時休業に伴い、4月・5月と2ヶ月間給食がなかったこと及び柏原市が3ヶ月間給食費の無償化を実施されたことだと分析しており、滞納額の減少は一時的な要因であるため、法的措置の継続も含め滞納抑制の取り組みはより一層必要であると考えております。なお、給食費対策委員会等で協議した事項について、各学校とも連携しながら取り組みを進めておりますが、このまま滞納が増え続けると、適正な給食運営が成り立たなくなることを危惧しており、両市とも十分に協議していきたいと考えております。

続きまして19ページの施策名2「滞納給食費の回収と対策」でございますが、令和2年度実績としまして、学校からの報告に基づき、児童生徒ごとに台帳を整理のうえ、催告及び再催告書を送付し、少しでも滞納給食費が回収できるよう引き続き、取り組みました。

点検及び評価としまして、催告等の通知に対して無反応な保護者には電話や自宅訪問の実施継続が必要であるとと考えております。

また、関係団体等と協議を行い、給食費の公会計化の検討を進めていかなければならないと考えておりますが、一般的に公会計に移行すると滞納額が大幅に増えるといわれており、課題も多いと考えております。

続きまして20ページの施策名3「訴訟裁判に向けての対応」でございますが、令和2年度実績としましては、度重なる催告・訪問などを行っても支払の意思が見られなかった3世帯につきまして、簡易裁判所に「支払督促の申立」を行う旨の通告を実施しました。これらの過程ですべての保護者からアクションがありましたので、法的措置は皆無となりました。点検及び評価としまして、これまでまったく無反応であった保護者から回収できたことは大変大きな成果ですので、今後も効果的な自宅訪問を続けていきます。また、令和3年度の法的措置の対象者の選定につきましては、公平公正が原則ではありますが、生活保護や就学援助

を受給している保護者への配慮や消滅時効の取り扱いを十分に考慮し、令和2年度の基準や直近の支払い状況を勘案したうえでの選定が必要であると考えております。

なお、累積し続ける滞納額は、全額回収することを大原則として、回収に努めておりますが、徴収努力をし尽してもなお徴収できる見込みがない場合には、今後の適正な債権管理を妨げる要因ともなりかねませんので、最終的には債権を放棄することも考えていかなければなりません。給食会会計は保護者負担の給食費のみで運営されており、自主財源がありませんので、両市からの公費負担で補うこととなります。

また、たとえ債権を放棄するにしましても、経済的に非常に困窮している世帯もあれば、支払い能力がありながら支払っていただけない世帯もあるなど、様々な事情で滞納されている保護者がおられますので、これを一手に取り扱うことについての可否など、非常に難しい問題であると考えております。

節名称(3)「学校給食費の滞納問題」については、以上でございます。

○教育長

節名称(3)「学校給食費の滞納問題」に関して、18ページから20ページまで説明がありました。18ページで何かご質問等あればよろしく申し上げます。

○給食課長代理

こちらにつきまして、一時的な要因ではありますが、初めて滞納額が前年度より減少したという事実がありますのでA評価とさせていただきます。

○教育長

よろしいでしょうか。それでは次の19ページお願いします。

○給食課長代理

19ページにつきましては、公会計化の議論を未だ両市教育委員会等の関係機関と進めることができていないことから、B評価とさせていただきます。

○教育長

公会計化をどういったように進めていく予定ですか。

○給食課長代理

現状といたしましては、もう少し他市町村の動向を見ていかなければならないと考えております。近隣市で公会計化をされているところが富田林市のみで、他の近隣市につきましては未だ公会計化されておられません。

公会計化を実施するためには、システム導入に莫大な費用がかかることや、一般的に公会計に移行すると滞納給食費が爆発的に増えるということが言われております。後者につきましては、今は学校と保護者との関係性で給食費が納められておりますが、公会計になりますと、地方公共団体が直接保護者の方から徴収する形態となり、学校と保護者との関係性が気薄になりますことから一般的には公会計化により、滞納給食費が増えると言われております。

メリットといたしましては、公会計化することで公金となりますので、お金の流れの透明化、教職員の業務負担軽減などが挙げられます。

デメリットといたしましては、先程の初期費用と管理コスト、滞納給食費が爆発的に増えることが想定されますので、結果的に市から多額の補填が必要になることなどが挙げられます。その点も踏まえて今後、公会計化の議論を進めていく必要があると考えております。

○教育長

富田林市の滞納給食費は増えていますか。

○給食課長代理

増えたと聞いております。北摂の方の市につきましても、2～3年前に切り替えられ、滞納額が3倍にまで膨れ上がったというような議会答弁の議事録を確認しております。

○教育長

わかりました。それでは次の20ページはいかがでしょうか。

○給食課長代理

このページにつきましては、自宅訪問をさせていただいて、最終的に法的措置を実施する保護者を0名にできたということでA評価とさせていただいております。

○教育長

よろしいでしょうか。それでは、この報告書(案)に本日いただきましたご意見等、修正を加えたもので、次回11月に開催予定の教育委員会会議で、眞木評価員のご意見をいただくということで進めさせていただきます。

○委員一同

はい。

○教育長

ありがとうございました。それでは、続いて「(3) その他」の「学校給食費の滞納対策について」事務局、説明をお願いします。

○庶務係長

それでは学校給食費の滞納対策についてご説明させていただきます。資料No.7-①、給食費滞納・納入年度別一覧表をご覧ください。滞納給食費につきましては、学校給食費滞納対策事務実施要項に基づき、各学校においては滞納保護者に対して、納付を求める努力をされておられます。また、移管された債権につきましては、学校給食会の事務局である給食組合教育委員会が給食会の事務局となって回収に努めております。

表のいちばん下段の網掛け部分となりますが、令和3年度7月末時点の滞納繰越額は、令和2年度末の367万1,306円から5万3,100円増加して372万4,406円となっております。

これらのことから、先ほど点検・評価で説明させていただいた令和2年度の滞納額の減少は一時的な要因であり、滞納保護者の人数や金額が減っているわけではありませんので、法的措置の継続も含め、滞納抑制の取り組みはより一層必要であると考えております。大変難しい問題ではございますが、学校給食費の滞納対策を継続し、少しでも滞納給食費が回収できるよう、粘り強く取り組んでいくことが肝要であると考えております。

続きまして、資料No.7-②、令和3年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等（案）についてをご覧ください。今年度の法的措置の実施基準等につきましても、学校給食費の滞納の状況、対策等を総合的に勘案し、原則として「平成29年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等」に基づき、令和元年度及び令和2年度と同基準で実施をできればと考えております。

なお、令和2年4月1日に施行された改正後民法において、消滅時効制度が変更され、学校給食費については、令和2年4月1日以降に発生する債権が5年となっておりますことから、当組合の消滅時効期間の考え方も令和2年3月31日以前の債権債務は2年、令和2年4月1日以降の債権債務は5年としております。

また、法的措置を実施するにあたっては、公平、公正であることを原則としておりますが、現実的に回収が困難な状況にある場合は、可能な状況になった時点で実施するとしております。このことを踏まえ、法的措置を実施する対象の保護者及び債権の基準は、学校給食会の事務局である組合教育委員会に移管された債権であり、居所が不明でないこと。現に生活保護や就学援助の適用を受けていないこと。また、債権が消滅時効期間内であり、滞納している学校給食費について、一部の返済もなく、概ね2万円以上であることの基準をすべて満たすものとしております。なお、令和2年度の法的措置の実施につきましては、再三再四の自宅訪問を重ね、コンタクトを試みた結果、すべての保護者の方からアクションがありましたので、支払督促申立による法的措置は皆無となっておりますが、過去に債務名義を取得しながら未返済となっている案件もございますので、今後も弁護士と十分協議し、差し押さえ等の可能性も見極めながら、可能であれば法に基づく手続きを進めたいと考えております。

また、今年度も法的措置の対象者となりうる可能性がある保護者には、できるだけ丁寧な対応を心掛け、

何とか話し合いの場を設けられるよう、8月上旬より自宅訪問を重ねると共に、生活状況などの確認も実施しております。今年度の特徴といたしましては、緊急事態宣言下ということもあり、在宅率が非常に高いこととございます。これらの過程におきまして、これまでまったく無反応であった保護者の方を滞納額の全額納付や誓約書の提出などに導くことができた事案も多数ございますので、今後におきましても、非常に効果が大きい自宅訪問を継続し、学校とも密に連絡をとり、状況の把握に努め、学校と保護者、また児童生徒と学校の繋がりに細心の注意と配慮をしながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。

学校給食費の滞納対策については、以上でございます。

○教育長

この件につきまして、ご質問等があればよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

先程、説明のありました債権の回収につきまして、法的措置に進むにあたり、公平公正が原則であるが、現実的に回収が困難である場合は、回収が可能となった時点で実施するとありましたが、現実的に回収が困難である状況とはどういったことが挙げられますか。

○給食課長代理

現に生活保護や就学援助を受けておられる方等につきましては、保護費等が支給されておりますので、滞納は発生しませんが、認定前に滞納されていた給食費は支払っていただく必要がございます。

これらについて、現時点で保護や援助を受けておられるのであれば、法的措置を実施してまで回収はしないという配慮をしております。ただし、支払わなくてもいいということではありませんので、催告等で支払いを促しております。

○教育長

ありがとうございました。他よろしいでしょうか。

以上をもって本日予定の案件がすべて終了しました。円滑な審議にご協力いただきましてありがとうございました。これをもって令和3年第2回定例教育委員会会議を終了させていただきます。

会議事項が終了したので、閉会する。

午前11時40分